山口警協発第３９号

令和７年３月２４日

会　員　各　位

（一社）山口県警備業協会

専務理事　中野民雄

災害時支援協定の逐条解説について

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、令和７年３月１７日、山口県（知事）と当協会（協会長）との間で「災害時における地域の安全確保のための警備業務に関する協定」を締結していますが、内容について下記のとおり逐条解説を行いましたので参考として下さい。

記

１　協定締結の経緯

　　本協定は、平成９年６月に締結した旧協定「災害時における交通誘導業務等に関する協

定」締結後約３０年を経過するも、幸いに一度も発動することなく今日に至ったが、近年

の大規模災害の頻発や南海トラフ巨大地震の可能性が高まる中、社会情勢も大きく変化し、

協定内容そのものも風化していた。

　こうした状況を踏まえ全国協会では「見直し」の機運が高まり、さらに全国警備業協会

でも「協定モデル案」を作成するなどして、協会独自に県警や県との協議を継続してきたも

ので、当県においても昨年以降県警察の協力を得、山口県（防災危機管理課）との協議を重

ね締結に至ったもの。（協定の相手先を県警察から山口県とした、）

２　逐条解説

　第１条（目的）

　　　災害時において県からの要請に基づき警備業務を実施することで「地域安全の確保」に

資することを明記した。

　第２条（災害の定義）

　　　旧協定で曖昧となっていた災害の定義について、法律（災害対策基本法）を根拠とし、

その上で県が協力要請の必要が高い規模の災害とした。

　第３条（警備業務の内容）

　　　本協定は県民目線でより具体的な警備業務を規定することとした。特に「廃棄物仮置場

出入口等及び避難所等」における警備業務にあっては、先の能登半島地震でも課題として

挙がった業務でもあり、大規模災害の場合、被災地の自治体や警察、消防、自衛隊等の組

織が動くことのできない状態に陥る恐れがあるため本協定に組み入れた。

　(1)「緊急交通路・・・」は交通誘導警備業務、(2)「廃棄物仮置場出入口等・・・」は

施設、交通誘導又は雑踏警備業務、(3)「避難所等・・・」は施設警備業務をそれぞれ想定しており、(4)「その他甲・・・」では物資の輸送地点における交通誘導警備業務、立入禁止場所や制限区域における出入管理等の施設又は交通誘導警備業務等が考えられる。

　本協定は警備業務に関する協定であるため、警備業務に関係しない活動は本協定の業務には該当しないこととなる。

第４条（業務の要請等）

　　　県が協力要請することを決定した時は、必要となる事項を特定の上、県警察と協議のう

え、協会に対し警備業務実施の調整を要請することとした。

　第５条（業務の実施）

　　　協会は県からの要請を受けた時は、受託警備業者等との間で警備業務実施の調整を行い、２項では業務を受託した場合に当該業者等は所属警備士を業務に従事させるものとした。

　第６条（契約の締結等）

　　　旧協定では「契約」に関する規定はなく、そのため他県では旧協定を活用しようとしても「契約や費用」に関して取り決めがないため対応できなかったケースもあり、本協定では警備業法に基づく契約書面交付などの適正手続きについて規定した。なお、本協定では県又は県の要請に基づき役務の提供を受ける者を「受益者」としているが、県のほか市町との契約も想定していることから規定した。

　第７条（費用の負担）

　　　旧協定では費用の支払いに関し、「支払い請求」と「支払い先」の主体を「協会」としていたが、協会との間で支払い等行うことは現実的ではないため、県又は受益者と受託警備業者等との間で行うことを明記した。さらに警備業務に対する費用は直前の適正価格を基準として関係者が協議して行うこととし、現実的には労務単価等を基準にするものと考えられる。

　第８条（出動警備員に対する補償）

　　　旧協定では災害時の補償を警備業者の責任において行うとしていたが、本協定では労働災害関係法令に基づき支払う旨規定した。

　第９条（損害補償）

　　　旧協定では責任の有無に関わらず警備業者等が負担するものとしていたが、損害賠償は原則県が責任を負うものとし、有責の場合のみ警備業者等が負担することとした。

　第10条（協議）

　　　旧協定では「補則」に同種内容を規定

　第11条（適用）

　　　本協定締結後旧協定を廃止（廃止年月日：令和７年３月１７日）

３　その他

　　旧協定では「細目協定」で留意事項等示していたが、本協定では細目協定は策定せず本

協定のみとした。